

令和5年1月

ご契約者 各位

西日本自動車共済協同組合

## 令和5年4月1日以降始期契約の自賠責共済掛金の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊組合業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年1月20日に自賠責保険審議会が開催され、令和5年4月1日以降始期契約の自賠責共済掛金の改定が了承されましたので、下記のとおりご案内いたします。

敬具

### 記

#### 1. 共済掛金改定の概要について

■令和5年4月1日始期契約より、自賠責共済掛金が以下①、②を背景に全車種平均で11.4%引下げとなります。

(ただし、改定率は共済期間・車種等により異なり、一部引上げとなる場合があります。)

- ① 令和4年度料率検証の結果、政府の交通安全施策等を背景として自賠責共済の支払共済金が想定より減少傾向にあること、また、令和2年度を中心とした外出自粛に伴う一過性の交通事故減少等により共済掛金引下げに活用できる滞留資金が増加したこと。
- ② 自賠責保障制度における被害者支援・事故防止対策事業の持続的な財源確保のため、新たな賦課金(名称:付加賦課金(被害者保護増進等事業)※)の導入が決定されたこと。

※車種別に100円/年、125円/年、150円/年のいずれかが設定されます。

#### 【共済掛金例(本土)】

##### ■自家用乗用自動車の2年(24か月)契約の場合

現行共済掛金20,010円⇒改定共済掛金17,650円(2,360円の引下げとなります)

##### ■軽自動車(検査対象車)の2年(24か月)契約の場合

現行共済掛金19,730円⇒改定共済掛金17,540円(2,190円の引下げとなります)

#### 2. 令和5年4月1日以降始期契約の取扱いについて

■ご契約手続きを留保いただいている令和5年4月1日以降始期の自賠責共済契約については、令和5年2月1日より改定後の共済掛金で手続きが可能となります。

以上